

# カタストロフィとしての戦争

——正戦論における比例性原理の検討

(War as Catastrophe:

Considering the Proportionality Principle in Just War Theory)

松元雅和

「戦争がどれほど莫大な費用を食うものであるか、また、平和を選ぶことによりどんなに多くの市民が破滅から救われるかを計算してみれば、たとえいくら高い代価を払っても、平和を買ったほうが安くつくように思われるでしょう。」(エラスムス 1961: 74)

「平和が悲惨であるぐらいなら、戦争と代ったほうがましだ。」(タキトゥス 1981: 208)

## 1. はじめに

いついかなる場合に戦争を始めることが正当化されるのか。この問いに答えるために伝統的に参照されてきたのが正戦論である。正戦論は倫理学理論で言うところの義務論と帰結主義の両方の要素を含んでいる(松元 2011: 149)。一方で「義務論」とは、行為それ自体からその行為の善し悪しを評価する考え方であり、他方で「帰結主義」とは、行為によって生じる事態からその行為の善し悪しを評価する考え方である。戦争の正当性を判定する開戦法規として用いられてきた基準はおもに6つあるが、そのうち①〈正当原因〉、②〈正しい意図〉、③〈正統な権威〉は義務論的条件に当たり、④〈最終手段〉、⑤〈成功の見込み〉、⑥〈比例性〉は帰結主義的条件に当たる。

本稿で焦点を当てたいのは、帰結主義的条件としての〈比例性〉、およびそれと義務論的条件としての〈正当原因〉との関係である。〈比例性〉は戦争の善と悪を比較考量することで、〈正当原因〉の追求に一定の歯止めを課す。ある戦争が侵略に対する自衛のような大義を備えていても、同時にその戦争がはるかに甚大な損失を生み出しうるならば、事態の総体的結果に照らして、開戦を差し控えるべきだという判断が導かれる。例えば、1968年のプラハの春に対するソ連軍の軍事介入(チェコ事件)に関して、冷戦という状況下で戦争のエスカレーションを危惧した米国が対抗介入を見送った例が、〈比例性〉が戦争否定の方に傾いた事例としてしばしば参照される。

実は、〈比例性〉が〈正当原因〉の追求に歯止めを課すことは、今日の正戦論に根本的な変化をもたらす可能性がある。というのも、核兵器に象徴される現代の軍事技術、戦争の(環境被害も含めた)中長期的帰結、20世紀以降顕著になった兵士・民間人死者数の増大などを勘案すれば、帰結主義的考量によって、どれほどの大義を備えたとしても、ほぼあらゆる戦争はその犠牲に釣り合わないという判断が導かれうるからだ。戦争はそれ自体が計り知れない破滅をも

たらず。それゆえ、L・メイらが言うように、「実のところ、開戦法規上の比例性は、もし厳密に適用されれば、平和主義——少なくとも偶然的平和主義——に等しいものになってしまうであろう」(Newton and May 2014: 68)<sup>1)</sup>。

とはいえ、この結論で話が済むわけではない。なぜなら、〈正当原因〉の追求を諦めることもまた、計り知れない破滅をもたらさうからである。侵略によって失われる領土保全や政治的独立の価値をどのように見積もるべきであろうか。国家や民族としての名誉や自尊心はどうであろうか。M・ウォルツァーが第二次世界大戦に関して言うように、「ナチスの勝利か、あるいは……戦争による抵抗かという選択において、一方には人間性の剥奪と隷属化が、他方には尊敬、勇気、連帯がある。この選択を単純に計算で済ませることはありえない」(Walzer 1971: 10)。このように、戦争の正否は結果の損得勘定だけで決まるものではないとの異論も根強い。

本稿では、〈比例性〉をめぐるこれらの論争状況を概観するなかで、その性質と役割を明確化していく。本稿の構成は以下のとおりである。はじめに、〈比例性〉の比較考量が一種の平和主義に行き着くとの議論、ならびにそれに対する異論を紹介し、〈比例性〉における戦争肯定の閾値を見定める(第2・3章)。次に、〈比例性〉の天秤に載せる戦争の善としてありうる候補を、自衛と刑罰の観点から列挙・整理する(第4・5章)。最後に、平和主義者ですら例外的に開戦を支持した事例に依拠しながら、〈比例性〉における戦争否定の閾値を見定めたい(第6章)。

## 2. 〈比例性〉とその賛否

〈比例性〉をめぐる論争は正戦論の専売特許ではない。それは伝統的に、個人の正当防衛の文脈、とりわけ正当防衛と過剰防衛を判別する基準として理解されてきた。わが国の刑法第36条にもあるように、正当防衛はいつ何時も成立するものではなく、「やむを得ずにした」ことなどの成立要件が付されている。この成立要件は、一般的に必要性と相当性に区別されるが、後者の一部を構成するものとして、比例性あるいは均衡性の是非が刑法学において論じられてきたのだ(津田1985: 第3章第2節; 山中1985: 第9章第1節)。

### 2.1 正戦論における位置づけ

〈比例性〉は、正戦論においてもよく知られた規定の一種である<sup>2)</sup>。すなわち、開戦法規上のプロポーショナリティ「つり合いの原則」というのは、……戦争で受ける被害およびそれから生ずる損失と、武器を取ることにより期待される善とがつり合っていないなければならないということである」(US Catholic Bishop' Pastoral Letter 1992: 101/76)。戦争の正当性は、ただ(侵略に対する自衛のような)義務論的条件を備えれば十分というものではない。正しい戦争は、行為それ自体の観点からも、その行為によって生じる事態の観点からも、正当化できるものでなければならない。具体的には、ある戦争によって生じる関連する善は、同時に生じる関連する悪を下回ってはならないということだ。

このように、開戦法規における戦争の正当性を判定する際の重要な一辺を担うのが、〈最終手段〉〈成功の見込み〉〈比例性〉といった帰結主義的条件である。たとえ、ある戦争が〈正当原因〉〈正しい意図〉〈正統な権威〉といった義務論的条件を備えていたとしても、これらの帰結主義

的條件が欠けていれば、依然としてその戦争を十分に正当化することはできない。さてそれでは、同じ帰結主義的條件であるにもかかわらず、〈最終手段〉〈成功の見込み〉〈比例性〉の3つは何がどう異なるのであろうか。

第一に、〈比例性〉と〈最終手段〉は明確に区別されなければならない。〈最終手段〉は、「戦争に頼ることが正当とされるためには、あらゆる平和的選択が使い果たされねばならない」ことを規定する（US Catholic Bishop' Pastoral Letter 1992: 100/75）。これは〈比例性〉とは異なり、個人の正当防衛で言うところの必要性に当たる。具体的に、ある戦争を開始するまでには、外交交渉、経済制裁等の戦争に満たない選択肢が尽きていなければならない。言い換えれば、〈比例性〉が戦争目的と戦争手段を比較するのに対して、〈最終手段〉は戦争目的を所与として、戦争手段と戦争に満たない手段を比較するのである（McMahan 2013-4: 2-6）。

第二に、〈成功の見込み〉は〈比例性〉の比較考量のなかで必須の役割を演じている。「その目的は、いずれの結果も明らかにつり合いがなく、または不毛であるときに、不合理に力に頼ったり、自暴自棄の反抗をすることを予防するためである」（US Catholic Bishop' Pastoral Letter 1992: 100-1/76）。戦争の勝ち目が薄いことは、関連する善の重みを確率論的に引き下げることから、〈比例性〉を相対的に戦争否定の方に傾ける<sup>3)</sup>。この意味で、〈成功の見込み〉は〈比例性〉の必要条件である——成功の見込みがあるが比例的でない戦争はありうるが、比例的であるが成功の見込みがない戦争はありえない（Statman 2008: 664; 2011: 437）<sup>4)</sup>。この条件については、本稿後半（第6章）で改めて言及したい。

## 2.2 カタストロフィとしての戦争

〈比例性〉は、今日の正戦論を決定的に変化させる可能性をもっている。なぜなら、20世紀以降の戦争がその範囲と規模の両面で、過去の戦争とは比較にならないほど、多大な犠牲をもたらしているからである。20世紀に現れた近現代戦は、兵器の技術革新により、それ以前の戦争とは比較にならない規模で人的被害を生み出すようになっている。戦車や軍用機、大量破壊兵器の登場によって、人間の攻撃能力が技術的に急激に進化したのだ。その歴史は、ゲルニカ爆撃、重慶爆撃、ロンドン大空襲、ドレスデンと東京への戦略爆撃、広島・長崎への原爆投下に至り、総死者数は第一次世界大戦において2600万人、第二次世界大戦において5300万人を超えると推計されている（松元 2011: 154）。

こうした数字は、戦争の善と戦争の悪を比較した場合、〈比例性〉がますます戦争否定の方に傾きやすくなっていることを意味する。軍事技術の発展によって、いったん戦争が始まると、軍事的・経済的・社会的のあらゆる観点から、双方の国民に多大な被害が及ぶことは避けられない。国際紛争の解決手段として戦争に訴えることのリスクは、その善い結果を凌駕するほどに大きい。しかしそうだとすると、たとえ侵略に対する自衛のような明白な大義があるとしても、きわめて掛け金の高い選択肢を選ぶ正当性がどこにあるのか。ここでの帰結主義の教えとは、今日ある戦争を開始することの対価は、短期的にも中長期的にも途方もない額になりうるということだ（Coates 1997: 169-70）。

この考え方は、原理的というよりも実践的にあらゆる戦争を禁止する一種の平和主義（帰結主義的平和主義）に行き着く<sup>5)</sup>。すなわち、その総体的結果を厳密に見積もるならば、開戦法規

上の帰結主義的条件は、戦争肯定よりも戦争否定の方に傾くということだ。例えば、失職や投獄の憂き目を賭して第一次世界大戦参戦に反対したイギリスの哲学者B・ラッセルは、ヨーロッパ内の緊張が再び高まりつつある1930年代半ばに、次のように言っている。「何が正しく何が間違っているかは、思うに……行為の帰結次第である。私が言えることは、単に『戦争は邪悪だ』ということではなく、『現代の戦争は実践的に、たとえもっとも不正な平和よりも、一層悪い帰結をもたらすに違いない』ということだ」(Russell 1936: 211-2)。

### 2.3 価値の比較不可能性

正戦論者にとって、帰結主義的平和主義の可能性は明らかに厄介な問題である。なぜなら、それは正戦論に内在する論理から、ほとんど必然的にあらゆる戦争が正当化されないことを論証しているからである。要するに、正戦論は〈比例性〉の時点で自縄自縛に陥るということだ。こうした厄介な問題に直面して、一部の正戦論者は安直な道を選択する。すなわち、〈比例性〉——とより広くは、開戦法規上の帰結主義的条件一般——を正戦の必須条件から取り除くことで、戦争が成立する余地を残そうとするのだ。正戦条件が実践的にあらゆる戦争を禁止してしまうとすれば、間違っているのは戦争の方ではなく条件の方だということである。

例えばウォルツァーは次のように言う。

この時点で比例性の原則が働く。つまり、現代の諸条件においては戦争のコストはその便益よりも常に大きいものであろうから、戦争は決して正当化されないとされるのである。確かに、政治・軍事指導者が費用便益を考慮することは私たちの望むところである。しかし、彼らは考慮しなければならない。つまり、それは計算であってはならない。というのも、そこで賭けられている価値は比較可能なものではないのだから——少なくとも、それは比例性の理念が示しているように数学的に表現したり比較したりすることはできない。ある国家の独立という価値と、それを擁護することで失われるかもしれない生命の価値をいかにして測れば良いのだろうか。(Walzer 2004: 89-90/130-1)

実際、開戦法規上の他の規定に比べると、開戦時の制約条件として〈比例性〉を明記するような国際法や国際慣習は、実は実定法上ではほとんど見当たらない。例えば国連憲章においては、〈正当原因〉としての自衛のアイデアは第51条において明記されているし、〈最終手段〉あるいは必要性のアイデアは第41・42条に見出すことができる。それに対して、〈比例性〉は今でも、それをクリアしないかぎり正しい戦争とは呼べないという法的基準として明示されているわけではない(Gardam 2004: 9) <sup>6)</sup>。そこで問題は、そもそも〈比例性〉が正戦条件として必要不可欠かどうか、あるいは削除しても構わないかどうかということだ。

## 3. 比較の必要と方法

先に引用した、「ある国家の独立という価値」(A)と「それを擁護することで失われるかもしれない生命の価値」(B)が比較不可能であるというウォルツァーの謂いは、正確には何を意味

しているのであろうか。文字通り比較不可能であるとすれば、BがAに優越すると言うこともできないかわりに、AがBに優越すると言うこともできないはずである。にもかかわらず、ウォルツァーの修辞疑問文が、実質的に戦争を肯定しているのだとすれば、それが意味していることは、AとBが文字通り比較不可能だということではなく、AがBに対して比較が無意味となるほどの圧倒的な重要性をもっているということだ。

### 3.1 戦争肯定の閾値

とはいえ、AがBに対してつねに圧倒的な重要性をもっているというのは事実ではない。なぜなら、当のウォルツァー自身が、先の引用文のわずか数段落後に、〈比例性〉は「ソヴィエト連邦が一九六八年チェコスロヴァキアに侵攻したときのようなケースにおいては何らかの有効性があるだろう」と言っているからである（Walzer 2004: 90/131）。当時のソ連の侵攻に対して、もし米国が対抗介入を企てていれば、それは核戦争に至りかねない米ソ両国の全面戦争を招く恐れがあった。こうした状況下で、米国がその総体的結果に鑑み、チェコスロヴァキアの独立の価値（A）よりも米ソ全面戦争によって失われるかもしれない生命の価値（B）を優先して、開戦を思い止まったことは正当であると彼は言っているのだ。

すると、それを「計算」と呼ぼうが「考慮」と呼ぼうが、とにかく予測される総体的結果を見積もることで、〈比例性〉が個々の戦争の正否に関して何らかの役割を演じていることは事実である。チェコ事件は、戦争の善（A）が戦争の悪（B）に対してつねに圧倒的な重要性をもっていない——それゆえ、比較が無意味ではない——ことの実例となっている。私たちは「比較不可能なもの」を、それでも（近似的にでも）比較しなければならない。そうだとすれば、その具体的考慮を政治・軍事指導者に丸投げする前に、そこで働いている思考をできるだけ明晰化するのが政治哲学の務めではないであろうか。

そこで、本稿の目的は主として論証的というよりも説明的である——すなわちその課題は、個々の戦争に関する新たな価値判断とその根拠を論証するよりも、既存の価値判断とその根拠を説明することである。正戦論を含む戦争倫理学者が比例的思考を働かせるとき、「そこで賭けられている価値」とは何であり、その価値はどれほど重大なのであろうか。かれらが「考慮しなければならない」というとき、その思考のなかで正確には何が起きているのであろうか。本稿の課題は、たとえ決定的にはないにせよ、こうした私たちの思考のパターンのなかから、戦争の善と悪を比較する近似的な見取り図を提案することである。

### 3.2 戦争の善と悪

個々の戦争を〈比例性〉の比較考量に付すためには、戦争によって生じる関連する善と悪を特定することが必要である。はじめに、戦争の善は何によって測られるのであろうか。戦争はそれ自体が目的ではなく、ある目的を達成するための手段なのだから、ある戦争によって生じる関連する善は、その目的である〈正当原因〉に依存する。ウォルツァーが戦略論家L・ハートの言葉を引用して言うように、「戦争の目的はより良き平和状態をもたらすことにある」（Walzer 2006: 121/252）。逆に、侵略や植民地獲得のような不正な戦争目的は、たとえ上首尾に実現するとしても、その内容に照らして戦争の善にはカウントされない。

これが意味することは、前者が後者の天秤に載せる善を限定するという意味で、〈正当原因〉と〈比例性〉が密接に連動しているということだ（Hurka 2005: 39-41; McMahan and McKim 1993: 512-3）。不正な戦争を戦うことは、行為それ自体の観点（正当原因）からはもちろんのこと、その行為によって生じる事態の観点（比例性）からも正当化できないのだ。ほかに、戦争によって世界経済が好転するとか、国民が溜飲を下げるとか、優れた芸術作品が生じるとか、テクノロジーが進歩するとかといった、〈正当原因〉とは無関係の要素は、たとえ戦争の直接的結果であっても戦争の善にはカウントされない。この意味で、開戦法規上の〈マクロ比例性〉は、あくまでも義務論的条件の範囲内での帰結主義である<sup>7)</sup>。

次に、ある戦争によって生じる関連する悪には、広い意味での戦争被害、すなわち、自国と敵国の双方、さらには第三国において生じる都市や自然の破壊、人命の損失、財産の損失などが含まれる。とはいえ、こうした悪の特定については、本稿では扱いきれない複雑な問題がある。例えば、民間人と兵士の被害は同列に並べられる（べき）であろうか。自国民と敵国民の被害はどうか。これらの要素の交差的比較は、それ自体が近年の正戦論研究の一大論点になっている（Hurka 2005: 57-66）。そこで本稿では、戦争の悪の分析は別個の研究に委ね、その検討の焦点を戦争の善の分析に限定したい。残された論点は、本稿の最後に今後の研究課題として列挙する。

#### 4. 正当防衛との類推

戦争の善を構成する〈正当原因〉の一番手は、言わずもがな侵略に対する自衛である。例えば国連憲章第51条には、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と明示されている。ここでは、自然人としての個人がその身を守ることの類推から、法人としての国家がその身を守ることが想定されている。しかし問題は、自国を侵略から防衛することが、正確にどのような意味で「善い」のかということである。

##### 4.1 国内類推

一見すると、その国際法上の意味は明確である。すなわち、各国家の「固有の権利」である自衛権が、そこで賭けられている。しかしながら、近代自然権論において権利主体として捉えられてきた個人とは異なり、人工的な組織体である国家が権利主体になるというのは、それほど単純な話ではない。国家の権利を保全することの善は、個人の権利を保全することの善の延長なのであろうか、あるいはまったく別物なのであろうか。正当防衛との類推において現れる両者の関係を、D・ロディンの区分に沿って国内類推と還元主義の二つに整理しておこう（Rodin 2002: chs. 6-7）。

はじめに「国内類推」とは、国際社会を構成する諸国家を擬人的存在に見立てたうえで、国家的権利に対して、個人的権利とは独立した価値を与えることである。ウォルツァーの正戦論は、基本的にこの論理に依拠している（Walzer 2006: 58/146）。国内類推に従えば、侵略とはある国

家が別の国家の領土保全と政治的独立への権利を直接侵害することであり、逆に自衛とはある国家がその権利を直接保全することである。確かにこの見方は、自衛権の第一義的な権利主体を国家と捉える今日の国際法慣習と相性が良い——それゆえウォルツァーは、この見方に「法律家のパラダイム」との名前を与えている。ただし同時に、それには幾つもの問題点があり、別の正戦論者はその正当性を認めていない（McMahan 2008: 74; Rodin 2014: 74）。

最大の問題点は、国内類推が人道的介入と論理的に矛盾をきたしかねないことである（Doppelt 1978; Luban 1980）。「人道的介入」とは、一国内で大規模な人権侵害が生じており、当事国の政府が侵害の主体であるか、あるいはそれを阻止する意思や能力をもたない場合に、国家や地域機構などの国際社会が主体となって、人権侵害を阻止するための（とくに）軍事的干渉を行うことである（松元 2013: 178）。したがって、それはほとんど定義的に、介入先国の主権と衝突する。もし介入先国に対して、国家であるだけで領土保全と政治的独立への権利を無条件で認めるなら、それは国内の人権侵害を放置するばかりか、助長する口実になりかねない。

人道的介入の理論と実践は、1990年代に世界各地で生じた人道的危機とその対応を模索するなかで、国際社会のなかに着実に根づいている。例えば、国際問題となったコソボ介入を受けてカナダ政府が設置した「介入と国家主権に関する国際委員会」の報告書『保護する責任』（2001年12月）では、域内の個人的権利を保障することを国家的権利の必要条件とする「責任としての主権」論が明記された。国家の正当性は、個人の生命と自由への権利の保全いかに左右されるのであり、それをないがしろにするような国家は権利主体になる資格をもたない——したがって他国の介入を受けても当然だ——というわけだ。こうした近年の論調は、個人ではなく国家を国際社会における第一義的な権利主体と捉える国内類推の論理とは鋭く対立している。

## 4.2 還元主義

それゆえ、「責任としての主権」論以降の国際社会における国家的権利の理解は、国内類推よりも「還元主義」の方向を向いている。すなわち、国家的権利の保全が重要なのは、それが個人的権利の保全に役立つからである。より基本的なのは後者の方であって、前者の方はそれを保全するための道具的価値をもつにすぎない。ウォルツァーは部分的に、この立場を擁護しているようでもある。いわく、「問題となっている権利は、法律書においては、領土保全と政治的主権として要約されている。これら二つは国家に属するのだが、究極的には個人の権利から導出されたものであって、だからこそこの二つは実効的なのだ」（Walzer 2006: 53/139）。

国内類推とは対照的に、還元主義は自衛戦争と同時に人道的介入の正当性を説明することができる。自衛戦争は域内個人の生命と自由への権利を保護するための武力行使であり、人道的介入は域外個人の生命と自由への権利を保護するためのそれである。自衛戦争であれ人道的介入であれ、その正当化に当たり重要なことは個人的権利の保全であって、それに役立つかどうかによって、国家的権利は尊重されたりされなかったりするというわけだ。もし国家の正当性が人権の保全に責任をもつことに依存するなら、その責任を果たさないような国家の主権を、国際社会が尊重する必要はない。

これは、侵略／自衛の二分法から逸脱する興味深い論点を提示している。すなわち、還元主義の観点では、正しい侵略戦争がありうるかもしれない。自国民の人権を侵害する国家は他国

に対して積極的に侵略を仕掛けていないわけでは無いのだから、その国の内政に対して介入することは、国際法上では自衛行動ではなくむしろ侵略行動と見なされよう<sup>8)</sup>。こうした語彙の貧困は、今日も依然として国内類推が「法律家のパラダイム」の中心を占めていることに起因する。すると、自衛戦争と人道的介入はともに〈正当原因〉を備えながらも、国際法上では対照的な主張を成すに至る。すなわち、前者においては自衛が正しく、侵略が間違っているが、逆に後者においては侵略が正しく、自衛が間違っているということだ (McMahan 2008: 78)。

ただし、純粋な還元主義者とは異なり、筆者自身は、「法律家のパラダイム」の中心を占める国内類推の論理を完全に排すべきだとは考えていない。なぜなら、人道的介入はしばしば帝国主義的介入の口実となってきた歴史をもち、その歯止めとして確立されてきた内政不干渉の原則を安易に手放すべきではないからだ。例えば、湾岸戦争時のクウェートは確かに強権的・抑圧的体制であったが、それでもイラクの侵攻に対してその国家的権利は保全されねばならなかった (McMahan and McKim 1993: 502-3; Walzer 2004: 93/135)。現実世界の非理想状態を考慮に入れた戦争倫理学は、国内類推と還元主義を理論的に両立させる道を探る必要がある<sup>9)</sup>。

ちなみに、正戦論の伝統をさかのぼれば、人道的介入に数えられる戦争を正戦の一種に含める議論は珍しくはなかった。例えば17世紀の法学者H・グロティウスは、「王および王と同等の権利を有するものが、自己或はその臣民に対して為されたる危害のためのみならず、直接彼等には関係ないが(いかなるものたるを問わず)何人かに関して自然法または万民法を甚だしく侵犯する危害のためにも、刑罰権を有する」と主張して(グローチウス 1996b: 744)、両親に対する不敬、外国人の殺人、食人の風習、海賊行為といった非人道的行為が、介入の正当原因になりうると論じている。加えてそれは、自衛戦争ではなく刑罰戦争の一種として見なされていた。後者の刑罰戦争について、詳しくは次章で取り上げたい。

## 5. 刑罰との類推

前章で見たように、戦争によって生じる関連する第一の善は、国家的権利としての領土保全と政治的独立が保全されることであった。これは、侵略に対する自衛を〈正当原因〉の第一候補とする現在の国際法慣習にも反映されている。本章では、それとはかなり異なるが、やはり戦争によって生じる関連する第二の善、すなわち、刑罰の観点を検討してみたい。ある戦争は、急迫不正の侵害からわが身を守る自衛的側面をもつと同時に、不正を匡し、犯罪者を処罰する刑罰的側面をもちうる。もし後者の側面を戦争の副次的善にカウントするなら、〈比例性〉は結果的に戦争肯定の方に一層傾くであろう。

### 5.1 〈正当原因〉としての刑罰

正しい戦争を正当防衛との類推で捉える今日の国際法慣習のもとでは、正しい戦争を刑罰行為と類推するのは的外れと思われるかもしれない。しかし正戦論の伝統を振り返れば、古典古代から近代前期に至るまで、刑罰は戦争の〈正当原因〉のひとつとして広く認知されていた(Luban 2011)。例えばグロティウスは、「多くのものは、戦争の三つの正しき原因を認めている。即ち、防衛、財産の回復および刑罰である」と言っている(グローチウス 1996a: 245)。その後、ヨーロッ



パ域内で主権国家体制が定着し、〈正当原因〉論一般が後景に退くなかで、18・19世紀中には刑罰戦争の正当性も疑われていくことになる<sup>10)</sup>。

20世紀以降には、2つの世界大戦、「戦争の違法化」の取り組みの過程を経て、はじめは不戦条約（1928年）に対する米国政府公文のなかで、次いで国連憲章（1945年）のなかで、3つの〈正当原因〉のうち自衛のみ再び限定的に認知されていく。とはいえ、ウォルツァーが「侵略への抵抗はそれ自体が侵略国にとってみれば『罰』である」と言っているように（Walzer 2006: 296/536）、戦争の自衛的側面と刑罰的側面は、事実上しばしば重なり合う。実際彼は、自衛戦争の延長線上に、「侵略国家が軍事的に撃退された後、その国家を罰することもできる」と明言している（Walzer 2006: 62/152）<sup>11)</sup>。

自衛と刑罰の関係をどのように捉えればよいであろうか。T・ハーカは、それ単体で戦争の正当化理由になりうる〈自立的正当原因〉と、それ単体では戦争の正当化理由になりえないが、〈自立的正当原因〉と組み合わせることで戦争の善を加重しうる〈条件的正当原因〉を区別している（Hurka 2005: 41-3; 2007: 200-2; 2014: 415-6）<sup>12)</sup>。前者に含まれるのは侵略に対する抵抗など戦争の自衛的側面であり、後者に含まれるのは武装解除・抑止・人道的危害の防止など戦争の刑罰的側面である。前者を伴わないかぎり、それがいかに善い結果をもたらそうとも、後者はそれ自体では〈比例性〉の天秤に載せられない。先述（第3章）したように、この意味でもまた、〈比例性〉はあくまでも義務論的条件の範囲内での帰結主義である<sup>13)</sup>。

〈比例性〉の天秤に載せられる刑罰の善は、応報と予防に大別される。一方で「応報」では、すでになされた犯罪行為に対する処分を、その報（デグート）に応じて与えるという過去向きの機能が重視される。他方で「予防」では、処分を与えることによって、犯罪者本人および第三者のさらなる犯罪を抑止するという将来向きの機能が重視される。戦争を一種の刑罰行為と捉えるならば、それによってもたらされる事態の善もまた、これら2つの機能を包含していると考えられる（Frowe 2011: 80）。とはいえ、以上の区別はあくまでも概念的なものであり、単一の刑罰行為は両機能を実践上同時に備えていることが通常である。

## 5.2 応報的機能

戦争の刑罰的側面がもたらす関連する善は第一に、応報的正義の充足である。戦争を通じて、悪が罰せられ、不正が匡される。逆に戦争を回避するならば、不正な側が伸張り、それは世界をより一層悪くする。第二次世界大戦後の日本・ドイツでなされたような戦後処理の一環としての占領、政権転換および武装解除もまた、刑罰的応答の一種であり、予防的機能とともに応報的機能を備えている。ウォルツァーによれば、「軍事的敗北はつねに処罰的であり、……予防的措置もまた処罰には変わりなく、それが国家主権の一定の格下げを含むものである以上、事実それは集合的処罰なのである」（Walzer 2006: 121/251-2）。

ただし正戦論者の多くは、刑罰の応報的機能を、それ単体で戦争の善とは見なしていない（McMahan 2008: 82-4; Tadros 2014: 19）。その理由は第一に、戦争が国家間の行為である以上、それはつねに「集合的処罰」となり、真の責任主体（政治・軍事指導者あるいはそれを支持した一般市民）を処分することにならないからである——これは交戦法規上の〈非戦闘員保護〉と矛盾する。第二に、たとえ真の責任主体を処分したとしても、それは終戦交渉や戦後復興に

際して困難をもたらしかねないからである——これは戦後法規と矛盾する。そこで、刑罰の応報的機能は、以下に述べる予防的機能を追求するなかでの副次的結果としてのみ、戦争の善にカウントするのが賢明であろう。

### 5.3 予防的機能

刑罰に含まれる第二の機能は、それがさらなる犯罪行為に対して抑止効果をもつということである。すなわち、不正の匡正としての戦争は、過去向きだけでなく将来向きにも意味をもつのだ。刑罰の予防的機能は、さらに本人を対象とした特別予防と、第三者を対象とした一般予防に分かれる。すると、戦争における刑罰の予防的機能においても、これら2種類の効果が区別できるであろう。ウォルツァーが言うように、「〔第三国の〕抑止と〔当事国の〕制止……は人々が『戦争を廃絶するために戦争を行う』と語るときにたいいてい彼らが念頭に置いていることである。国内での格率は、暴力を防ぐために犯罪を罰せよ、である。その国際的な類推表現は、戦争を防ぐために侵略を罰せよ、である」(Walzer 2006: 62-3/153)。順に検討してみよう。

第一に、戦争は「特別予防」(＝当事国に対する抑止効果)の機能を果たすことで、副次的に善い結果をもたらしうる。とはいえ、たとえ予防効果が現実に見込まれるとしても、先述したように、〈自立的正当原因〉を伴わないかぎり、特別予防としての刑罰はそれ単体では戦争を正当化しない。これは、ウォルツァーが湾岸戦争(1991年)とイラク戦争(2003年)に関して相反する評価を下していることに表れている。湾岸戦争の場合、イラクはすでにクウェート侵攻という国際犯罪をなしていた。イラク戦争の場合、ブッシュ政権は対米テロ攻撃の将来的予防を名目としたが、〈自立的正当原因〉を伴わない戦争は、応報としても予防としても不正な戦争であった(Walzer 2004: ch. 11; 2006: preface to the 4th ed.)。

第二に、戦争の善は「一般予防」(＝第三国に対する抑止効果)の観点からも評価できる。例えば、湾岸戦争時に米国は、一方でイラクのクウェート侵攻を阻止するとともに、他方で冷戦後の国際社会に「世界新秩序」をもたらすことを戦争目的としていた。とはいえ、一般予防もまた、自衛などの〈自立的正当原因〉の追求に伴う副次的結果としてのみ、戦争の善にカウントしうる。自衛の範疇を超えた一般予防の追求は、やはりその本来目的を逸脱している。ウォルツァーもまた、「世界新秩序」を打ち立てるという遠大な目的が、本来目的であるクウェート侵攻への対処から逸脱することのないよう、戦争を慎重に限定することが必要だと言っている(Walzer 2004: 94/136)<sup>14)</sup>。

## 6. 戦争否定の閾値

以上の2章では、戦争の結果的善し悪しを比較するうえで、正戦論者が戦争の善にどのような重みづけをしているかを検討してきた。まとめると、現在侵略の不正が生じているか、その切迫した恐れがある場合、自衛を〈自立的正当原因〉として、戦争の善が(大幅に)加重される。さらには、それによって過去の不正の応報や将来の不正の予防などの効果が副次的に期待できる場合、刑罰を〈条件的正当原因〉として、戦争の善が(小幅に)加重される。これらの戦争の善が、〈成功の見込み〉という確率論的考慮を加味したうえで、なお見込まれる戦争の悪を上

回るとき、〈比例性〉は戦争肯定の方に傾くであろう。

以上の分析を定式化すると、以下のようなになる。すなわち、ある戦争が比例的であるとは、その戦争によって生じる関連する善と悪が、

$$\begin{aligned} & \text{戦争の善（自立的正当原因+条件的正当原因/成功の見込み）} \geq \text{戦争の悪} \\ & \text{ただし、自立的正当原因} = \text{自衛} \\ & \text{条件的正当原因} = \text{刑罰（応報+特別予防+一般予防）} \end{aligned}$$

を満たすことである。

## 6.1 侵略の質的区別

チェコ事件（第3章）を振り返れば、正戦論者が開戦の見送りを正当化する際に働かせた〈比例性〉の比較考量は次のようなものと推定できる。まずもって、当時は〈自立的正当原因〉としての自衛の必要性和切迫性が明白ではなかった。プラハの春は第一にチェコスロヴァキア国内の共産党内部の改革行動であり、したがってソ連の軍事介入もその次元に留まるものであって、チェコスロヴァキア国民個人の生命と自由への権利を大規模に脅かすとは考えられなかった。加えて、当時超大国としてのソ連が備えていた軍事能力に鑑みれば、米国の対抗介入がソ連に対してもちうる応報や予防などの刑罰的效果は、当時東西諸国が直面していた核戦争の直接的脅威に比べれば微々たるものであったであろう。

チェコ事件の例が示していることは、「侵略とは単一のそれ以上細分化不可能な犯罪である」と主張するウォルツァーには失礼ながら（Walzer 2006: 53/138）、事態の総体的結果を見積もるためには、私たちはその犯罪性の質をより詳細に区別しなければならないということだ。個々の不正な戦争目的には、他国民の死活的利益への脅威（虐殺、拷問、隷属化など）から、他国民の副次的利益への脅威（領土や資源の接收、政治的権利の否定など）まで、ある種のスペクトラムがある。ロディンの言葉を借りて、これらの両端をそれぞれ「ジェノサイド的侵略」と「政治的侵略」と呼んでおこう（Rodin 2014: 80-1）<sup>15)</sup>。

この区別は、平和主義者が〈比例性〉に訴える際に重要な示唆を与えている。一方で政治的侵略を想定した場合、平和主義者は自衛戦争の正当性を認めない傾向にある（Norman 1995: ch. 4）。なぜならそれは、国民の副次的利益を守るために死活的利益を危険にさらすものであり、自己論駁的であるからだ<sup>16)</sup>。他方でジェノサイド的脅威を想定した場合、平和主義者は自衛戦争の正当性を認める傾向にある（Norman 1995: ch. 6）。これらの相反する判断は、戦争否定の閾値を見定めるうえでのいわば「最不適合事例」を指し示している——平和主義者なおもて戦争を肯定する、いわんや正戦論者をや、というわけだ<sup>17)</sup>。以下ではそれを、ラッセルの第二次世界大戦肯定論のなかに見てみよう。

## 6.2 カタストロフィとしての敗北

先述したように（第2章）、ラッセルは第一次世界大戦を、事態の総体的結果に照らして割に合わない結論づける。たとえ戦争の善が、侵略に対する自衛のような大義を備えたものであつ

でも、それが同時に大規模な人命の損失という巨悪を不可避免的に生み出さざるをえない以上、あえて放置するのが最善だというわけだ。彼は開戦時のドイツを念頭に置きながら、「さまざまな国民が成長したり衰退したりしてゆく世界、そして諸力が変化し、人口増によって国土が狭隘化する世界では、現状を永久に維持しようとするのはできない相談である……平和が保持されるべきだとすれば、諸国民は不利な地図の塗り変えをも、受け容れることを学ばねばならない」と振り返っている (Russell 1916: 86/56-7)。

しかし、ラッセルの戦争否定論は第二次世界大戦開戦に至って閾値を迎える。すなわち彼は、それまでの反戦主義から一転して、対ナチス戦争に対してイギリスは断固戦い、勝利を取めるべきだと強く主張したのである。いわく、「平和がこの世界でもっとも重要なことだと考えているという意味で、私 [=ラッセル] は依然として平和主義者である。……しかし、ヒトラーがのさばるあいだ、この世界にいかなる平和もありえないと思う。もし万が一可能なら、彼の打倒こそ、他のいかなる善よりも必ず優先されることだ」(Clark 1975: 467 重引)。正戦論者と同様に、平和主義者による戦争肯定の判断とその根拠もまた説明する必要があるであろう(繰り返すが、本稿の目的は論証的というよりも説明的である)。

ラッセルにとって、ここで〈比例性〉を戦争肯定の方に決定的に傾けた考慮とは一体何だったのであろうか。その核心は、ナチス・ドイツへの敗北が、カタストロフィとしての戦争に比類する破滅をもたらすであろうということであった。そしてそれは、ナチス・ドイツにおける悪の性質に由来する。ユダヤ人迫害に代表されるその所行は、文明社会の根幹を揺るがしかねないものであった。第一次世界大戦時にドイツが隣国に示した脅威が政治的侵略に当たるとすれば、第二次世界大戦時にナチス・ドイツが隣国に示した脅威はジェノサイド的侵略に近い。ラッセルにとって、その統治下で生きることは到底耐えられるものではなかったということだ。

### 6.3 〈成功の見込み〉の意義

以上のように、通常の政治的侵略とは区別されるジェノサイド的侵略の危機に直面して、〈比例性〉は戦争肯定の方に大きく傾く。とはいえその場合であっても、いつ何時も開戦に打って出るべきということにはならない。たとえ国家存亡の危機に瀕しても、1パーセントの成功の見込みに賭けて決死の戦いに挑むことは、英雄的ではあっても合理的ではない。とはいえ、戦争目的の重大性に応じて、5分5分の成功の見込み——あるいは、4対6、3対7であっても——に賭けることは、決して不合理とは言えないであろう<sup>18)</sup>。先に述べたように、〈成功の見込み〉は〈比例性〉の比較考量に確率論的要素を付け加える。本稿の最後に、正戦論の帰結主義的条件のなかでそれが担っている独自の役割を確認してみたい。

興味深いことに、同じ帰結主義的条件のなかでも、〈最終手段〉あるいは必要性とは異なり、〈成功の見込み〉は、個人の正当防衛の成立要件にはそもそも含まれていない (Statman 2008: 659; Uniacke 2014: 62)。たとえその確率がいかに低くとも、個人が決死の覚悟で暴行犯に抵抗を試みることは、少なくとも法律上ではまったく禁止されていないのだ。なぜ国家の自衛戦争に限っては、その確率論的要素を残す必要があるのか。〈成功の見込み〉をめぐる、個人の場合と国家の場合に見られるこの非対称性は、何事か重要なことを物語っている。S・ユニアクの表現を借りれば、その内実は後者が含む、「戦争を行うという決定が有する本質的に政治的な性質」に由

来している（Uniacke 2014: 63）。

一方で個人の正当防衛においては、意思決定主体と遂行主体が一致している。捨て身で自己を防衛する決定を下す際、個人は自分自身を危険にさらすのだ。他方で国家の戦争においては、意思決定主体と遂行主体が一致していない。捨て身で自国を防衛する決定を下す際、政策決定者は（通常）自分自身を危険にさらさない。前者の正当防衛とは異なり後者の自衛戦争に対してのみ、「自暴自棄の反抗をすることを予防するため」の〈成功の見込み〉の条件が付される理由は、戦争が集合的性質をもつがゆえに、意思決定主体がその犠牲を遂行主体に押しつける側面が否定できないからである。

ナチス・ドイツの侵攻を受けたヨーロッパ諸国のなかには、圧倒的な国力と軍事力の差から武力的抵抗を諦めた国も少なくなかった——もちろん、こうした国もただ忍従したわけではなく、市民的抵抗と呼ばれる自発的な運動を組織化したのであるが（松元 2013: 167）<sup>19)</sup>。ラッセルをすら戦争肯定に傾かせたナチス・ドイツに対する諸国のこうした相反した対応は、〈成功の見込み〉を加味した〈比例性〉が、戦争否定の方に再度傾く瞬間を示している。戦争も破滅的だが敗北も破滅的であるような極限的状况はありうる。こうした状況下でもやはり、政策決定者は何らかの決定を下さなければならない。だからこそ私たちは、義務論的思考とともに帰結主義的思考を最後まで手放すわけにはいかないのだ。

## 7. おわりに

本稿の目的は、〈比例性〉が戦争の正否を判断するにあたり不可欠の役割を演じていることを確認したうえで、その天秤に載せる戦争の善を明確化し、戦争の総体的結果を見積もる際に私たちが実際に念頭に置いている事柄の近似的リストを提案することであった。要点は以下のとおりである。第一に、ウォルツァーの主張とは裏腹に、その厳密性の程度はあるにしても、戦争の結果の比較考量を避けてとおるわけにはいかない。第二に、〈比例性〉の天秤に載せる戦争の善は、（その重大性に応じて）侵略に対する自衛、将来の不正の予防、過去の不正の応報など複数考えられる。第三に、行為ではなく事態の善し悪しに立脚するかぎり、ラッセルのような平和主義者にとっても戦争肯定の道はつねに開かれている。

最後の結論は、平和主義に対する正戦論の理論的優位を示すものであるように受け取られるかもしれない。しかしそれは正確ではない。敗北が破滅的でありうることは、戦争が破滅的であることと矛盾しない。私たちは極限的状况下では、複数のカタストロフィのあいだですら、結果の比較考量を迫られる。本稿は、正戦論や平和主義といった特定のイデオロギーを横断して、戦争の正否の判断にあたっては帰結主義的思考が必要不可欠であり、その具体的な輪郭を描くことが重要であると主張しているのだ。

最後に、本稿で扱いきれなかった問題、すなわち戦争によって生じる関連する悪の分析について言及しておきたい。戦争の総体的結果を見積もるためには、戦争の善に加えて戦争の悪を特定する必要がある。それをどう特定するかによって、〈比例性〉の天秤の釣り合いは変わってくるであろう。同じ関連する善が賭けられていても、関連する悪が重大であれば戦争の否定に近づくし、逆に関連する悪が重大でなければ戦争の肯定に近づく。この検討に着手しないかぎり、

比例性の分析は完遂しない。はたして私たちは、〈比例性〉の天秤に載せる戦争の悪として、どのような対象にどの程度の重さを与えるべきなのか。論点を幾つか列挙しておこう。

第一に、不正な戦争を戦う国の民間人（不正な民間人）への攻撃が許されるかという有責性の是非がある。一方では、正当原因の有無と悪の特定を連動させる——すなわち、より有責性が高ければそれだけ危害の悪が軽くなる——と考える側があり（Rodin 2011）、他方では、それらを連動させない——すなわち、悪の重さはあくまでも権利侵害の緊迫性に依拠して決まる——と考える側がある（Quong 2015）。本稿で述べたように（第3章）、〈比例性〉に付される戦争の善が〈正当原因〉の有無に左右されるのだとすれば、素直な捉え方は、戦争の悪も〈正当原因〉の有無に左右されることになるが、それは同時に〈非戦闘員保護〉という交戦法規上の別の義務論的条件を掘り崩す可能性が高い<sup>20)</sup>。

第二に、同数の（あるいはより少ない）同国民の被害を防止するため、同数の（あるいはより多い）敵国民の被害を出すことは許されるかという個別主義の是非がある（McKim and McMahan 1997: chs. 8-9）。一般論として、問題が兵士同士の場合、個別主義の正当性は明らかである。少数の同国兵士を救うため、多数の敵国兵士を危険にさらすことは問題にならない<sup>21)</sup>。より問題含みなのは、少数の同国兵士を救うため、多数の敵国民間人を危険にさらす場合であろう。無論これは、不正な民間人に対して〈非戦闘員保護〉をどこまで認めるかという第一の問いと関連している。例えば、コソボ紛争において NATO 軍が空からの軍事介入を重視し、その結果少なくない誤爆が生じたことの是非は、この観点から分析・評価できる。

第三に、国家存亡の危機に直面して、（戦争反対者や子どもなど）帰責性の観点からも無辜の民間人を含めた無差別殺人が許されるかという最高度緊急事態の是非がある（Walzer 2004: ch. 3; 2006: ch. 16）<sup>22)</sup>。例えばウォルツァーは、ナチス・ドイツの侵略に直面した 1940 年代初頭のイギリスがドイツ諸都市に戦略爆撃を行ったとき、歴史上でもまれなこの事態が生じたと判断する。その結果、〈比例性〉の天秤はいわば国家存亡という戦争の善の方に振り切れ、無差別殺害という戦争の巨悪を許容する「極限状況の功利主義」（Walzer 2004: 40/64）が前面に現れた。これは、帰結主義が義務論的条件の範囲内をあえて乗り越える「汚れた手」の問題を惹起する。

こうした諸問題についても今後重層的に取り組むことで、正戦論における〈比例性〉の輪郭がより明確になるであろう。

## 註

- 1) 偶然的平和主義について、より詳しくは Bazargan 2014; May 2015: ch. 3 を参照。
- 2) 正戦論はアウグスティヌスらによって古代ローマ帝国末期に開始されたが、〈比例性〉が正戦の条件として明確化されるのは、管見のかぎり中世中期以降であると思われる。例えば 13 世紀の神学者トマス・アクィナスによれば、「善い意図に由来する行為であっても、もし目的との釣合いを失するならば、許されざるものとなることが可能である」（トマス 1985: 181）。また、16 世紀の神学者ビトリアによれば、「戦争を行うためには、相手から受けた不正がどのようなものであっても、またそれがどの程度のものであってもいいということにはならない。……戦争がもたらすもの、たとえば虐殺、放火、略奪などはすべて重大かつ恐ろしいものであるから、軽微の不正のために、その行為者を戦争手段をもって罰することは許されない」（ビトリア 1993: 182-3）。さらに、神学者スアレスによれば、「戦争にはある原因があれば充分であるというのではなく、戦争のもたらす損害に相応する重大な原因が必要である。なぜな

- ら、軽微な不正のために非常に重大な損害を加えることは、理性に反することになるからである」（ストアレス 1957: 177）。
- 3) それゆえ、〈成功の見込み〉を独立条件ではなく〈比例性〉の一部と見なす論者もいる（Coates 1997: 179; Hurka 2005: 37; McMahan 2005: 3-5; McMahan and McKim 1993: 506; Toner 2010: 93-4）。
  - 4) 成功の見込みがあるが比例的でない戦争の事例として、第一次世界大戦開戦時の状況が挙げられるかもしれない（Fotion 2008: 130-2）。
  - 5) 平和主義には幾つかのバリエーションがある。はじめに、戦争の原理的可能性を認めない「絶対平和主義」と、戦争の原理的可能性を認めるが、諸々の条件から実践的可能性を認めない「平和優先主義」が区別できる（松元 2013: 第 1 章）。次に、平和優先主義のうち、戦争の道徳的正否の判断が明瞭でないことに注目する「認識論的平和主義」、今日の戦争が開戦法規上の〈正当原因〉を満たしがたいことに注目する「権利論的平和主義」、それが開戦法規上の〈比例性〉を満たしがたいことに注目する「帰結主義的平和主義」、それが交戦法規上の〈非戦闘員保護〉を満たしがたいことに注目する「義務論的平和主義」が区別できる。これら 4 つの平和優先主義は、正戦論の論理に依拠することで、戦争倫理学の一翼を担っている。
  - 6) 補足すれば、開戦法規上の〈マクロ比例性〉とは異なり、交戦法規上の〈ミクロ比例性〉は、〈非戦闘員保護〉と並び、戦時国際法のなかで明記されている。例えば、ジュネーブ条約第一追加議定書第 51 条 5 には、「特に、次の攻撃は、無差別なものと認められる。……予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃」とある。
  - 7) 付言すれば、〈非戦闘員保護〉に違反するような戦闘行為によって生じる善を排除する点で、交戦法規上の〈ミクロ比例性〉もまた、義務論的条件の範囲内での帰結主義である。そのバリエーションとして、意図されないが予見された攻撃によって生じる善にかぎり、〈比例性〉の天秤に載せることを許容する教説を、二重結果説と呼ぶ（松元 2011）。
  - 8) 例えば、国連総会「侵略の定義に関する決議」（1974 年）第 1 条には、「侵略とは、一国による他国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する、または国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使である」とある。
  - 9) 非理想理論としての政治哲学については、松元 2015a: 第 2 部を参照。
  - 10) 「独立した諸国家相互のどのような戦争も、懲罰戦争ではありえない。というのも刑罰があるのは、上位者の服従者に対する関係においてだけだからだが、そうした関係は諸国家相互の関係ではないからである」（カント 2002: 198）。
  - 11) 刑罰戦争論として、より詳しくは McMahan 2008; Tadros 2014 を参照。
  - 12) ハーカは以上の区別をマクマハンのかつての論文（McMahan and McKim 1993: 502-6）から援用している。実はマクマハン自身は、2005 年の時点ではその大半を〈自立的正当原因〉に格上げする一方で、〈条件的正当原因〉を〈比例性〉の善として加重しないことを提案しているが（McMahan 2005: 17-9）、その後論者からの批判（Hurka 2007: 202-8; 2014: 416-8; Kamm 2011: 131-5）に答えるなかで、この提案は〈狭い比例性〉と〈広い比例性〉を区別しないことから生じる誤りであったとして、それを撤回している（McMahan 2009: 237 n. 23; 2014b: 429-38）。
  - 13) 〈条件的正当原因〉の有無が、〈比例性〉の天秤に影響を与えたと考えられる事例として、フォークランド紛争（1982 年）がある。第一に、イギリス領フォークランド諸島（マルビナス諸島）へのアルゼンチンの侵攻は、イギリスにとって戦争の〈自立的正当原因〉となった。とはいえ第二に、本国から遠く離れ、数千人の居住者がいるにすぎず、経済的・戦略的利益の薄い諸島の条件に鑑みれば、「戦争のありうる費用は、ありうる便益を明らかに超過していた。フォークランド諸島には端的に戦争の価値はなかった」（Coates 1997: 175）。しかし第三に、侵攻が国際社会の秩序や正義に与える影響に鑑みれば、狭義の自衛的側面に留まらない刑罰的側面もまた、〈条件的正当原因〉として戦争の善に付け加わる。

- それゆえ、第一の〈自立的正当原因〉に第三の〈条件的正当原因〉を加重することで、戦争の善は総体的に戦争の悪に優ったのだと分析できる (Hurka 2005: 42; McMahan 2005: 4)。ときの英国首相 M・サッチャーの次の言葉は、この推定を裏づけるように思われる。「多くのことがこの戦争にはかかっていた。われわれが一万三千キロもかなたの南大西洋で戦っていたのは、領土やフォークランドの住民たちもむろん大切だったが、それ以上に大切なことのためだった。われわれは、国としての名誉、そして全世界にとっての基本的に重要な原則、すなわち何よりも国際法が力の行使に勝たなくてはならないという原則を守ろうとしていたのだ」(Thatcher 1993: 173/218)。
- 14) 抑止効果のために、純粋な自衛行動によって生じる以上の損害を相手に与えることは正当化されるであろうか。これには賛成意見 (Hurka 2014: 423-7) と反対意見 (Kamm 2011: 149-55) がある。
- 15) 侵略および自衛において賭けられる個人的権利のより詳細な分類としては、McMahan 2014a を参照。
- 16) ロディンは、「私たちが実際にとっているのは、正義論と平和主義の中間に位置する新たな規範的立場である」と言っている (Rodin 2014: 89)、還元主義的前提が平和主義的結論と一定の親和性をもつことを隠さない。還元主義的前提が平和主義的結論に至るといふ推論には誤りがあるとの指摘については Frowe 2014: ch. 5; 2015 を、還元主義的前提が平和主義的結論に至るがゆえに、その前提には誤りがあるとの指摘については Lazar 2014 を参照。
- 17) 思考実験における「最不適合事例」の使用については、松元 2015a: 34 を参照。
- 18) 例えば、ナチス・ドイツがすでにヨーロッパ大陸中を蹂躪し、イギリス本土上陸も虎視眈々と狙っていた最中、イギリスが決死の覚悟で臨み、結果的に勝利した「バトル・オブ・ブリテン」(1940年)のようなケースである。
- 19) H・フロウは、国家が成功の見込みのない戦争を開始することが許容される近似的条件として、以下3つを挙げている (Frowe 2011: 58)。第一に戦地に向かう兵士が志願兵であること、第二に抵抗しなくても死の脅威にさらされること、第三に自国および敵国の民間人を巻き込む恐れが最小限であること。
- 20) 例えばマクマハンも、不正な民間人に対する戦略爆撃や原爆使用の効果をも〈比例性〉の天秤に載せることさえ試している (McMahan 2009: 226-30)。筆者自身は、一方で、開戦法規上の〈マクロ比例性〉については、それが〈正当原因〉の範囲に限定されるがゆえに、戦争の善のみならず悪の特定に関して、有責性の観念が一定の役割を果たしていると考え、他方で、交戦法規上の〈ミクロ比例性〉については、それが——〈正当原因〉ではなく——〈非戦闘員保護〉の範囲に限定されるがゆえに (本稿註7を参照)、有責性の考慮それ自体が場違いであると考え。ただし、この議論を敷衍するためには、先立って「開戦法規上の正否と交戦法規上の正否は相互に独立である」(独立性テーゼ) という前提が論証されなければならないであろう (松元 2015b)。
- 21) 一例として、映画「プライベート・ライアン」の問題設定は、1人の同国兵士 (ライアン二等兵) を救う過程で8人の同国兵士を危険にさらすことの是非を問うものであり、その過程で多数の敵国兵士を危険にさらすことの是非を問うものでなかった (Hurka 2005: 58)。ただしこれは、〈ミクロ比例性〉を、有責者への危害を考慮する〈狭い比例性〉として解釈するか、無辜者への危害を考慮する〈広い比例性〉として解釈するかに依存する。ちなみに後者を採用するマクマハンも、有責者への危害の考慮を〈比例性〉ではなく必要性の議論に委ねている (McMahan 2013-4: 12-3)。
- 22) この説はただの空理空論ではない。例えば、核兵器使用の合法性に関する国連の諮問に対して国際司法裁判所が示した意見 (1996年) によれば、「裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものにかかった自衛の極端な事情の下で、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない」(松井 2006: 623)。国家の存亡という善には、(何と!) 核兵器の使用という悪に釣り合うだけの計り知れない価値があるかもしれないということだ。



引用・参考文献

- Bazargan, Saba (2014). "Varieties of Contingent Pacifism in War." In Frowe and Lang 2014: 1-17.
- Clark, Ronald W. (1975). *The Life of Bertrand Russell*. London: Jonathan Cape.
- Coates, A. J. (1997). *The Ethics of War*. Manchester: Manchester University Press.
- Doppelt, Gerald (1978). "Walzer's Theory of Morality in International Relations." *Philosophy and Public Affairs* 8/1: 3-26.
- Fabre, Cécile and Seth Lazar (eds.) (2014). *The Morality of Defensive War*. Oxford: Oxford University Press.
- Fotion, Nick (2008). "Proportionality." In *Moral Constraints on War: Principles and Cases*, 2nd ed. eds. Bruno Coppieters and Nick Fotion. Lanham: Lexington Books: 125-37.
- Frowe, Helen (2011). *The Ethics of War and Peace: An Introduction*. Abingdon: Routledge.
- Frowe, Helen (2014). *Defensive Killing*. Oxford: Oxford University Press.
- Frowe, Helen (2015). "Can Reductive Individualists Allow Defense Against Political Aggression?" In *Oxford Studies in Political Philosophy*, vol. 1, eds. David Sobel, Peter Vallentyne and Steven Wall. Oxford: Oxford University Press: 173-93.
- Frowe, Helen and Gerald Lang (eds.) (2014). *How We Fight: Ethics in War*. Oxford: Oxford University Press.
- Gardam, Judith (2004). *Necessity, Proportionality and the Use of Force by States*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hurka, Thomas (2005). "Proportionality in the Morality of War." *Philosophy and Public Affairs* 33/1: 34-66.
- Hurka, Thomas (2007). "Liability and Just Cause." *Ethics and International Affairs* 21/2: 199-218.
- Hurka, Thomas (2014). "Kamm on Intention and Proportionality in War." *Journal of Moral Philosophy* 11/4: 411-27.
- Kamm, F. M. (2011). *Ethics for Enemies: Terror, Torture and War*. Oxford: Oxford University Press.
- Lazar, Seth (2014). "National Defence, Self-Defence, and the Problem of Political Aggression." In Fabre and Lazar 2014: 11-40.
- Luban, David (1980). "Just War and Human Rights." *Philosophy and Public Affairs* 9/2: 160-81.
- Luban, David (2011). "War as Punishment." *Philosophy and Public Affairs* 39/4: 299-330.
- May, Larry (2015). *Contingent Pacifism: Revisiting Just War Theory*. Cambridge: Cambridge University Press.
- McKim, Robert and Jeff McMahan (eds.) (1997). *The Morality of Nationalism*. Oxford: Oxford University Press.
- McMahan, Jeff (2004). "The Ethics of Killing in War." *Ethics* 114/4: 693-733.
- McMahan, Jeff (2005). "Just Cause for War." *Ethics and International Affairs* 19/3: 1-21.
- McMahan, Jeff (2008). "Aggression and Punishment." In *War: Essays in Political Philosophy*, ed. Larry May. Cambridge: Cambridge University Press: 67-84.
- McMahan, Jeff (2009). *Killing in War*. Oxford: Clarendon Press.
- McMahan, Jeff (2013-4). "Proportionate Defense." *Journal of Transnational Law and Policy* 23: 1-36.
- McMahan, Jeff (2014a). "What Rights May Be Defended by Means of War?" In Fabre and Lazar 2014: 115-56.
- McMahan, Jeff (2014b). "Proportionality and Just Cause: A Comment on Kamm." *Journal of Moral Philosophy* 11/4: 428-53.
- McMahan, Jeff and Robert McKim (1993). "The Just War and the Gulf War." *Canadian Journal of Philosophy* 23/4: 501-41.
- Newton, Michael and Larry May (2014). *Proportionality in International Law*. Oxford: Oxford University Press.

- Norman, Richard (1995). *Ethics, Killing and War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Quong, Jonathan (2015). "Proportionality, Liability, and Defensive Harm." *Philosophy and Public Affairs* 43/2: 144-73.
- Rodin, David (2002). *War and Self-Defense*. Oxford: Clarendon Press.
- Rodin, David (2011). "Justifying Harm." *Ethics* 122/1: 74-110.
- Rodin, David (2014). "The Myth of National Self-Defence." In Fabre and Lazar 2014: 69-89.
- Russell, Bertrand (1916). *Principles of Social Reconstruction*. London: George Allen & Unwin. (「社会改造の諸原理」『世界の大思想 26』市井三郎訳, 河出書房新社, 1966年, 3-155頁)
- Russell, Bertrand (1936). *Which Way to Peace?* London: Jonathan Cape.
- Statman, Daniel (2008). "On the Success Condition for Legitimate Self-Defense." *Ethics* 118/4: 659-86.
- Statman, Daniel (2011). "Can Wars Be Fought Justly? The Necessity Condition Put to the Test." *Journal of Moral Philosophy* 8/3: 435-51.
- Tadros, Victor (2014). "Punitive War." In Frowe and Lang 2014: 18-37.
- Thatcher, Margaret (1993). *The Downing Street Years*. London: HarperCollins. (石塚雅彦訳『サッチャー回顧録—— Downing 街の日々 上』日本経済新聞社, 1993年)
- Toner, Christopher (2010). "The Logical Structure of Just War Theory." *Journal of Ethics* 14/2: 81-102.
- Uniacke, Suzanne (2014). "Self-Defence, Just War, and a Reasonable Prospect of Success." In Frowe and Lang 2014: 62-74.
- US Catholic Bishop' Pastoral Letter (1992). "The Challenge of Peace: God's Promise and Our Response." In *Just War Theory*, ed. Jean B. Elshtain. New York: New York University Press: 77-168. (A・マタイス・片平博訳『平和の挑戦——戦争と平和に関する教書』中央出版社, 1983年)
- Walzer, Michael (1971). "World War II: Why Was This War Different?" *Philosophy and Public Affairs* 1/1: 3-21.
- Walzer, Michael (2004). *Arguing about War*. New Haven: Yale University Press. (駒村圭吾・鈴木正彦・松元雅和訳『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティ』風行社, 2008年)
- Walzer, Michael (2006). *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*, 4th ed. New York: Basic Books. (萩原能久監訳『正しい戦争と不正な戦争』風行社, 2008年)
- Walzer, Michael (2007). *Thinking Politically: Essays in Political Theory*, ed. David Miller. New Haven: Yale University Press. (萩原能久・齋藤純一監訳『政治的に考える——マイケル・ウォルツァー論集』風行社, 2012年)
- エラスムス (1961) 『平和の訴え』箕輪三郎訳, 岩波文庫。
- カント, I (2002) 『人倫の形而上学 カント全集 11』樽井正義・池尾恭一訳, 岩波書店。
- グローチウス (1996a) 『復刻版 戦争と平和の法 第1巻』一又正雄訳, 酒井書店。
- グローチウス (1996b) 『復刻版 戦争と平和の法 第2巻』一又正雄訳, 酒井書店。
- スアレス (1957) 「戦争について」伊藤不二男『スアレスの国際法理論』伊藤不二男訳, 有斐閣, 152-251頁。
- タキトゥス (1981) 『年代記 上 ティベリウス帝からネロ帝へ』国原吉之助訳, 岩波文庫。
- 津田重憲 (1985) 『正当防衛の研究』時潮社。
- トマス・アクィナス (1985) 『神学大全 18』稲垣良典訳, 創文社。
- ビトリア (1993) 「戦争の法について」『人類共通の法を求めて』佐々木孝訳, 岩波書店, 165-223頁。
- 松井芳郎編集代表 (2006) 『判例国際法 第2版』東信堂。
- 松元雅和 (2011) 「ダブル・エフェクトの原理——正戦論における適用とその問題」『倫理学年報』第60集, 145-59頁。
- 松元雅和 (2013) 『平和主義とは何か——政治哲学で考える戦争と平和』中公新書。
- 松元雅和 (2015a) 『応用政治哲学——方法論の探究』風行社。

## カタストロフィとしての戦争（松元）

松元雅和（2015b）「兵士の道徳的平等性に関する一考察」『法と哲学』第1号，103-32頁。

山中敬一（1985）『正当防衛の限界』成文堂。

**謝辞** 本稿は，立命館大学2014年度国際コンファレンス「カタストロフィと正義」（2015年3月25日，立命館大学）ならびに世界政治研究会（2015年4月10日，東京大学）の機会で報告した原稿をもとにしている。報告時の質疑応答において参加者の方々，とりわけ福原正人氏より有益なご批判・コメントを頂いたことに御礼と感謝を申し上げます。なお本稿は，科学研究費若手研究B（課題番号：26770017）による研究成果の一部である。

